

## 平成 29 年第 1 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成 29 年 1 月 5 日（木曜日） 14 時 00 分～ 15 時 36 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 第 2 委員会室

出席委員： 1 番 高橋 武夫 2 番 山田 定男 3 番 桑原 慶吾 4 番 高野 公博  
5 番 守田 権造 6 番 木許 功二彦 7 番 池田 幸利 8 番 後藤 彰  
9 番 矢野 誠一 10 番 白田 一男 11 番 岡田 安代 12 番 津田 幸喜  
13 番 黒岩 真由美 14 番 清水 秀人 15 番 松下 芳久 16 番 杉谷 長男  
17 番 矢野 輝人 18 番 田嶋 義生 19 番 三原 眞喜夫 20 番 山本 重夫  
21 番 河野 弘光 22 番 疋田 洋 23 番 谷川 享宏 24 番 山口 勝廣  
25 番 藤原 安政 26 番 矢野 弥平 27 番 岩崎 邑次 28 番 小野 隆壽  
29 番 畠野 巖 30 番 河野 一正 31 番 河野 俊雄 32 番 高司 富博  
33 番 吉良 勝彦 34 番 三又 勝弘 35 番 大友 安正 36 番 五十川 覺  
37 番 大川 松壽

事務局：事務局長 天野 仁 局長補佐兼総括主幹 金田 誠 主幹 佐脇うつみ  
副主幹 染矢 公博

農 林 課： 総括主幹 下川 秀文 事務員 児玉 真輝

### 議事日程

- 第 1 欠席委員の報告
- 第 2 議事録署名委員の指名
- 第 3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第 4 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）  
②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）  
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）

### 報告及び連絡事項

- (1) カラス・イノシシ駆除に関する陳情について（回答）
- (2) 新農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集のスケジュールについて
- (3) 平成 28 年度大分県農業委員研修大会について
- (4) 平成 28 年度地域農業の再生と県産農畜産物の消費拡大への街頭啓発活動について
- (5) 平成 28 年佐伯市農業委員会互助会・積立金収支報告について

事務局長：みなさんこんにちは。新年の平成 29 年第 1 回佐伯市農業委員会を始めたいと思います。改めまして新年明けましておめでとうございます。本年もよろしく願いたします。今日の欠席委員はございません。全員出席でございます。よって農業委員会規則第 6 条により会議が成立したことを報告いたします。また、先月の大分県知事許可案件につきましては、12 月 26 日付けで 5 件、12 月 28 日付けで 3 件許可となっておりますので報告いたします。それでは会長挨拶をお願いします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：会長ありがとうございました。それでは農業委員会会議規則第 4 条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いします。

議 長：それでは私の方で議事の運営、とりまとめをいたしたいと思います。それでは、会議に入ります前に議事録の署名人を指名をさせていただきます。議事録の署名を 30 番の河野一正委員、31 番の河野俊雄委員にお願いしたいと思います。それでは、議事に入ります前に事務局の方から議案をお願いいたします。

事務局長：それでは提案いたします。今回、農地法第 3 条はありません。第 4 条からいきます。農地法第 4 条、件数 2 件、田 1,255 m<sup>2</sup>、畑 75 m<sup>2</sup>、面積、計 1,330 m<sup>2</sup>です。次に農地法第 5 条、件数 9 件、面積、田 3,336 m<sup>2</sup>、畑 841 m<sup>2</sup>、面積、計 4,177 m<sup>2</sup>です。合計、件数 11 件、面積、田 4,591 m<sup>2</sup>、畑 916 m<sup>2</sup>、面積計 5,507 m<sup>2</sup>。以上提案いたします。

議 長：それでは第 1 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請書について議事といたします。立証を 1 番につきまして 31 番の河野俊雄委員の方からお願いいたします。

31 番委員：31 番が 4 条の 1 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は昨年 12 月 25 日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は荒地になっております。転用の目的ですが、申請人は申請地の近隣に山林を所有しております。間伐及び主伐を行いますが、林道沿いに木材置場がなく苦慮しております。申請地を森林組合が施工します林道工事の残土を利用して嵩上げをして、法面は植栽シートで覆います。木材置場及び運搬車輛の積みおろし作業等に利用したいと考えています。周辺は山林と保安林に囲まれており代替地はありません。申請地は日照不足等により田としての耕作が難しいため不耕作となっていることから今回の申請に至りました。工事計画は、許可あり次第 6 月末完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。用排水については、自然流下です。被害防除については、北側は林道を挟んで山林と保安林、西側は山林、東側、南側は、川ですけど谷です。を挟んで山林と保安林です。近隣に農地はありませんので特段支障はないと思われます。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様のご審議をお願いします。

議 長：1 番につきまして河野委員の方から立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出していただきたいと思います。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで裁決をとりたいと思います。本案について承認をされる委員の挙手をお

願いたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本件は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続きまして2番につきまして37番の大川松壽委員の方から立証をお願いいたします。

37番委員：37番が4条の2番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人は議案書のとおりです。調査は12月24日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。この地図なんですが、ちょっと赤の印のところが若干広すぎまして〇〇-〇、1と8の間からまっすぐ下に下りた所から右側が実際の土地になります。家は完璧に分かれております。現況は宅地です。転用の目的は、昭和56年7月1日に申請人の祖父が農地法の転用許可を受けずに建築して利用しています。相続人である申請人が土地の登記簿謄本の確認した際に、この土地の登記地目が農地であることを知り、始末書を添付して今回の申請となりました。工事計画は、一般住宅用地として利用し始めて35年5か月ほど経過していますが、近隣の農地等の所有者からの苦情等はありませんので特段支障はないと思われまます。申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。用排水については、市道の側溝を利用するので支障はありません。被害防除については、北側は国道を挟んで宅地、東側は道路と水路を挟んで畑、南側と西側は、宅地ですが、何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われまますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長：2番につきまして37番の大川松壽委員の方からの立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで本案について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは第4条につきましては2件で、続いて2号議案の農地法第5条の規定による許可申請についていたしたいと思ひます。引き続き1番につきまして37番の大川委員の方から立証をお願いいたします。

37番委員：37番が5条の1番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は12月24日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は宅地です。転用の目的は、譲受人が木造平屋建ての一般住宅を建築しますが、農地法の転用許可を受けずに昭和55年4月10日より宅地造成を行った譲渡人からの始末書が添付されています。工事計画は、平成29年1月27日に着工し、同年6月13日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。用排水については、合併処理浄化槽を設置し、雨水とともに水路に放流します。被害防除については、申請地の北側は水路と里道を挟んで〇〇〇〇氏所有の田、東側は市道を挟んで宅地、南側は宅地、西側は、〇〇〇〇氏所有の田がありますが、何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われまますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長：農地法第5条の1番について37番の大川委員の方から立証が終わりました。それではここで質疑、意見を求めたいと思ひます。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで裁決をいたしたいと思ひます。農地法第5条の1番につきまして賛成の委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続きまして第5条の2番につきまして2番の山田定男委員の

方から立証をお願いいたします。

2番委員：2番が5条の2番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。目を通してください。調査は平成28年12月28日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。区分は第3種で不耕作地です。転用の目的、譲受人はこの土地を借り受けて太陽光を設置する計画です。パネル枚数は168枚です。九州電力許可済み案件であり、九電の工事負担金請求書及び年間の発電概要、収支シュミレーションが添付されています。地権者と借り人は親子関係であります。被害防除施設ですが、周囲にはコンクリートブロックで塀を設置し、雨水は南側に側溝を設けて流し、それにより既存の東側へ流すようにするそうです。また、環境についてですが、北側は水路を挟んで道路、東側は水路を挟んで県道、南、西側は宅地であり問題ないと思われれます。西側がお父さんの家であります。工事計画は、許可あり次第着工し、永久年間の予定です。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われれますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議長：5条の2番について2番の山田委員の方から立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。はい、どうぞ。

27番委員：27番です。また後の方にも太陽光発電施設が出てくるんですが、事務局、今のこの九電に売る値段が何ほか把握しておりますか。

議長：事務局。

事務局：今現在の把握していないのですが、そして、今添付されてるのも許可が若干何ヶ月か前のかあったりするんですが、この申請に出ている分のは、すいません、ちょっと値段が記入されていないので。

27番委員：申請の時にそなん確認せんのですか。

事務局：シュミレーションの方でこれからの予想のを見ますので、申請書の方を繰り返しますのでお待ちください。

27番委員：シュミレーションなど想定的な話はいいわ。私が聞きたいのは、太陽光が始まった時は、だいたい42円だったんよな、それで飛びついていった。今は24円です。これで採算が取れるか私は1件だけなら何も言いませんけど裏にもまた太陽光が出てきとるから佐伯市の農業委員会として、ただ出てくれば、はいそれでいいですよと、それを設置したこの農家は親子関係ですから相当協議もしておると思うんですが、買って採算が取れんでほたくった、下久部の農協のあれがある所ど真ん中ですが、先々大変な問題になると思うんですが、そういうところをもうちょっと農業委員会として、値段が安くなって採算が取れんようなことも、24円が限界じゃないかと思うんですが、どのように局長思っておりますか。

議長：今、岩崎委員の質問では、いわゆる売電ですね、九州電力が買い上げる価格が24円で。

27 番委員：それはもう 24 円で、事務局が知らんから、私どもが知っとるから 24 円でいいんですが、安値で、これはただで作るわけじゃねえで、この人が借金なり、貯金を解約してでも作るんですが、採算が取れんごとなった時に、佐伯市農業委員会として、そげなんをチェックしなかったんかというようなことが問題になりはせんかと思って私は後に続く案件が 2 つかあるから、この少ない件数の中で、全部で 3 つもあるから心配して言いよるわけです。

2 番委員：私も売電価格 24 円、現在の価格は 24 円というのは知っています。それでこれを見た時に高いなど、10 円ほど高いんですよ、それで本人に確認したら契約当時この価格で九電と契約しましたと、そして九電の方もこの前来ていただいて、そのとおりでいきますということで、10 年はこの価格でいくそうです。34.56 円でこの売電はなってますので、契約されております。

27 番委員：後にある案件はまた単価が違ってくるわな。私はそこを一番心配しとんのよ。パネルを広げるのを都市のど真ん中に本人からさせてくれといえばいいんかしらんけど、ちょっと佐伯市農業委員会としてもチェックする必要があるんじゃないかんとそのように思っております。

議 長：ちょっと質疑が出ておりますので、池田委員の方から。

7 番委員：質問じゃないんですけど、私ちょっと土木関係の仕事をしよって、先日も太陽光の基礎を作ったりしたんですけども、業者の方に聞くと太陽光パネルが一番最初に比べると、今 3 分の 1 になつとると、そして自分の所有地であれば、ほぼ間違いなく経営的にできるという話です。そして、今私が作った所は、他人の土地を借って整地をしたわけですけど、経営的にうまくいかない場合には、私がした所は大分銀行だったんですけど、大分銀行が貸し付けをしないようなシステムになっているらしいですね。補足、それくらいです。

議 長：今、岩崎委員の質問では、ようするに契約を交わして、結局いくらで九電の方が買い取るという契約をされとるんで、今聞きますと、一応 10 年間はその価格で下がらない上がる時にはどうか知らんけども、契約はされとるんでその辺は心配ないかなと思うんですが、よろしいですか。そういうことで一応、将来的、ずっと先はわからないですが、期間を定めて、その価格で買い取りはするということなんで、設置についてはそのシステムということなんで、よろしいでしょうか。他にありませんか。よろしいですか。

7 番委員：岩崎さんのは経営的な話だったんですけど、私が心配しよるのは、この間木立にもちょっと施設ができたんですけども、住宅の近所にああいうその施設を作ると景観もあんまり良くないし、すごい眩しく感じるんですね。その辺を農業委員会として、今は許可しよるんですけども、いずれ地区からの苦情とか出てくるんじゃないかなというんがちょっと心配してるんですけどね。

議 長：太陽光は、今ガラスで反射して、それは心配があると思うんですが。

5 番委員：さっき池田委員が言ったように、私が認可した木立の所は小学校の近くで、本当私も正直言って通したくなかったです。でもどうしても知り合いという縁故関係があつてですね、最初はやめとけと言ったんです。学校が近くですから、子どものためにも良くないし、私としては相当

反対だったんです。今池田委員が言ったように景観もよろしくないです。環境的には最悪です。私も今反省してます。

議 長：農業委員会として、今のような問題をどういうふうにするか、景観の問題とか、反射の問題です、何か意見があれば。

10 番委員：これ、地元説明はしとるんでしょ。太陽光をやるというのは、周りの何メートルかは

2 番委員：近隣の人には全部しています。隣の方もいいですよということで、ここには水の流下だけは気をつけてくださいという話を受けて、そこはブロックですと。

10 番委員：将来的に反射するとか、それは反射の範囲とか調査はしてないんでしょ。

2 番委員：そこまでは。

10 番委員：してないんでしょ。

2 番委員：ええ。

議 長：何か他にありますか。今のこの問題については今回委員会の質問としては始めて出たんですが、何箇所か今までも太陽光の設置が出てきたかと思うんですが、新たな問題として、どういうふうに取り扱いかということ、事務局何かあります。

事務局：申請の段階で近隣の同意のことは確認を申請者にしてはいるんです。ただ、法的にどのような同意を求めなさいというのは規定されてないので、近隣の同意はいただいていますかねというような聞き方になるんですけど、その同意は確認しております。

議 長：それでは他に意見が無いようにありますので、本件について裁決を取りたいと思うんですが、よろしいですかね。この申請について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。次の案件にいきたいと思えます。農地法第 5 条の 3 番について 14 番の清水秀人委員の方から立証をお願いいたします。

14 番委員：14 番が 5 条の 3 番を立証いたします。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりでございます。調査は昨年の 12 月 28 日に行っております。地図を参照してください。地目は田ですが、現在畑になっております。転用の目的は議案書に記載のため省略いたします。工事計画は、許可あり次第 29 年 2 月 10 日から 4 月 30 日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。譲受人が宅地分譲用地として利用する計画でございます。用排水については、市道の側溝を利用いたします。申請地の北側は田、東側は里道を挟んで竹樋川です。南側は宅地と公衆用道路、西側は宅地になっております。何ら被害はありません。この地図がこのごろ整地した隣接地がまだ載っておりませんので、ちょっとわかりにくいと思いますが。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、

許可相当と思われます。皆様方のご審議をお願いいたします。

議長：3番につきまして14番の清水委員の方から立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。(異議なし、の声あり) 異議なしの発言がございましたので、ここで裁決をいたしたいと思えます。本件につきまして賛成をされる委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続きまして農地法第5条の4番につきまして6番の木許委員の方から立証をお願いいたします。

6番委員：6番が5条の4番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は12月26日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。現況は1筆は畑、1筆は地目は田ですが、現況は荒地です。転用の目的は議案書に記載のとおりで省略いたします。工事計画は、2月15日に着工し、12月15日までに完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画、転用面積、位置は適当であります。用排水については、合併浄化槽を設置し、雨水とともに道路の側溝を利用するので支障はありません。被害防除については、東側と西側は地目は田ですが、東側は荒地、西側は畑、南側は県道、北側は字図にも番地がない、写っている手前の道です。字図に番地がないので、市道か県道かわからないんですけど道になっております。この手前が水路になっております。挟んで手前の方が宅地で、何ら被害は予想されません。お手元の地図を見ていただきたいんですけど、赤い線が引いてあると思うんですけど、赤線の左側が大字上岡なんです。赤線の右側が大字稲垣なんです。大字上岡の方に入るとる古市と八迫が区がまたがって入るとる、隣り合わせで区民の区が違うんです。写真に写っている手前の方に弥生の方に行く梅傘礼トンネルが出来たんです。そして右の方の道路をずっと行くと城西団地の方に行くんです。右の手前の角の方がスーパーが出来てます。道路と〇〇〇〇-〇の間に狭い荒地があります。それは別の所有者です。将来的にはその人も買って左側に道路を作って宅地で売るのかなと思うんですけど右側はそのままでは家が建たないんで狭くて、だから工事計画を聞いたら道路の横の荒地の横の方に4m程広げて家を建てるということを知りましたからそこに道を作って宅地にするのかなと、これは余分な話ですけどそのように感じました。その手前の左側がこの前埋め立てた所です。先々月かにあった所で、続いて議案が出てます。ちょっと余分になりました。そして水利権はありません。以上、転用許可基準に照らしまして、許可相当と思われますので、皆様のご審議をお願いします。

議長：4番につきまして木許委員から立証が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。よろしいですか。(異議なし、の声あり) それでは4番について裁決をいたしたいと思えます。本件について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて5条の5番について25番の藤原委員の方から立証をお願いいたします。

25番委員：25番が5条の5番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は12月24日に行いました。申請農地の位置は、地図をご覧ください。切畑の深田集落内の切畑小学校の校庭の近くにあり。現地は農振地域外で、農地の区分は第2種です。登記地目は田、現況は畑の不耕作地で荒れております。転用の目的は議案書に記載のため省略します。工事計画は、許可あり次第、概ね29年2月末頃着工し、平成29年5月30

日完工予定です。住宅は建坪 81.56 m<sup>2</sup>一部 2 階建てです。土地造成は、周囲が市道と宅地に囲まれて境界も明確であり、基礎設置とともに敷地高さは周囲の宅地に合わせ整備します。生活排水は、合併浄化槽を設置し、処理水は、雨水とともに隣接の市道側溝を利用します。申請目的の実現性は、当地の利用図面並びに建築士による平面図及び調査内容から確実と思われます。被害防除については、土地造成で述べたとおり、特に盛土もせず、周囲に隣接した耕地もなく、ほぼ現状のままで利用するため問題ないと考えます。水利権やその他の利権等もありません。今見えている建物が図面左側、奥に向かって左側の家です。手前にもう一件〇〇さんという方がいます。手前に道路があります。その左側は、近くに児童施設があります。その駐車場みたいなことに使っております。そういうことで、周囲にはひとつも耕地はございません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長：5 番につきまして 25 番の藤原委員の方から立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。

番委員：地番がちょっと違うんじゃないん。地図と。

議 長：事務局。

事務局：御指摘のとおりです。すいません。私が見落としておりました。すいません。〇〇〇〇-〇が 5 条の 5 です。違う地番を入れておりました。御指摘のとおり間違えておりました。すいません。

議 長：今事務局の方から地図の番地が間違ってるということで〇〇〇〇-〇に訂正をお願いしたいと思ひます。よろしいですか。それではここで裁決をいたしたいと思ひます。農地法第 5 条の 5 番につきまして賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。農地法第 5 条の 6 番につきまして 22 番の疋田洋委員の方から立証をお願いいたします。その後、7 番、8 番も疋田委員の担当地域の中ですので、引き続いて提案をいたしたいと思ひます。では 6 番の方から御説明をお願いいたします。

22 番委員：22 番が 5 条の 6 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は 12 月 29 日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は不耕作です。工事計画は、許可あり次第着工予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。雨水については、自然流下します。被害防除については、東側は住宅、西側は市道、南側、北側は住宅で、何ら被害は予想されません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様のご審議をお願いします。

議 長：6 番について疋田委員からの立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。（ありません、の声あり）質疑はなしということでございます。それではここで裁決をいたしたいと思ひます。農地法第 5 条の 6 番につきまして賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それで、続きまして 7 番につきまして立証をお願いいたします。

22 番委員：22 番が 5 条の 7 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は 12 月 29 日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。現況は不耕作です。工事計画は、許可あり次第着工予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。雨水は、自然流下します。被害防除については、東側は住宅、西側は市道、南、北側は住宅で、何ら被害は予想されません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様のご審議をお願いします。

議 長：5 条の 7 番についての立証が終わりました。ここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。はい、後藤委員。

8 番委員：この私のいただいた地図は、〇〇〇〇が 2 か所飛び地でありますけどもどっちが正しいんですか。

事務局：すいません。おっしゃるように私の確認間違いです。地図の左側の 5 の 8 を〇〇〇〇の〇です。すいません。御指摘のとおりです。ありがとうございます。

議 長：それでは他にございませんか。なければ採決をいたしたいと思うのですが、よろしいですか。それでは 5 条の 7 番につきまして賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて 足田委員の方から 8 番につきまして立証をお願いいたします。

22 番委員：22 番が 5 条の 8 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は 12 月 29 日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は不耕作です。工事計画は、許可あり次第着工予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。被害防除については、左右 2 本の柱にコンクリートを埋め込みますので土砂流出や広告看板の倒壊の恐れはないと思われます。以上、許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様のご審議をお願いします。

議 長：立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思ひます。農地法第 5 条の 8 番について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて第 5 条の 9 番につきまして 16 番の杉谷長男委員の方から立証をお願いいたします。

16 番委員：16 番が 5 条の 9 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は平成 28 年 12 月 22 日に行いました。地図を参照してください。現況は畑で野菜等を作っていました。申請地は既に周囲と同じ高さで、土地造成は土を均すだけで利用でき、土砂の流出等の被害は、何ら予想されません。使用貸人と使用借人は親子です。8 台分の駐車スペースを確保する予定です。8 台の内訳は、両親の自家用車 3 台分と借人夫婦の自家用車 2 台分、両親と使用借人の家の来客用 3 台分です。水利権はありません。生活排水については、合併浄化槽を設置し、水路に放流します。申請地の北側は里道と水路を挟んで畑、東

側は両親の住居です。宅地と畑、南側は畑、西側は里道と水路を挟んで畑と雑種地及び宅地です。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長：9 番につきまして 16 番の杉谷委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。ここで採決を取りたいと思います。賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で 5 条の案件は全て議了いたしました。それではここで 10 分間の休憩をとりたいと思います。3 時 5 分まで休憩をいたします。

(10 分休憩)

議 長：それでは引き続き会議を開催いたします。その他の方に入りたいと思います。農林課の方から 1 番の農用地利用集積計画（案）について説明をお願いいたします。

農 林 課：皆さんこんにちは。農林課児玉です。今年もよろしく申し上げます。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について、とりまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 6 件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間 5 年は 3 筆で 5,038 m<sup>2</sup>、契約期間 10 年は 3 筆で 5,256 m<sup>2</sup>、これらを合計すると、6 筆で 10,294 m<sup>2</sup>となっています。なお、各契約の詳細につきましては、次ページ以降に掲載していますのでご確認をお願いいたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長：1 番の農用地利用集積計画（案）について農林課の方からの説明が終わりました。それではここで質疑、また意見がございましたら出していただきたいと思います。何かありましたら出してください。（ありません、の声あり）よろしいですか。それでは 1 番につきまして採決をいたしたいと思います。本案について賛成をされる委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして 2 番の利用権設定の推進についてということで、農林課の方から説明をお願いいたします。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起こしをお願いしているところですが、満期到来者分については該当する委員の方にリストを添付しておりますので、再設定の際に相談等受けた場合はご協力の程よろしく申し上げます。なお、利用権設定用紙が必要な場合は、ご連絡いただければお届けいたします。今回の書類の締め切りは 1 月 20 日としています。農林課又は各振興局までご提出をお願いいたします。以上よろしく申し上げます。

議 長：本件については議題どおりの利用権設定についての推進ということで取り組みをよろしくお願

いたします。何か質問ありますか。いいですかね。それでは次に3番にいきたいと思います。農用地利用配分計画（案）についての意見聴取ということで御説明をお願いいたします。

農 林 課：皆さんこんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。昨年は大変お世話になりました。本年もまたよろしく願いいたします。それでは皆様のお手元に配布をしております資料で、農用地利用配分計画（案）に添って説明をさせていただきます。資料表紙の裏側は集計表になっております。今月の案件につきましては、平成29年3月1日開始分です。契約期間5年の田、3筆、面積5,038㎡、契約期間10年の田、3筆、面積5,256㎡、合計6筆、面積10,294㎡となっております。詳細につきましては2枚目から農用地貸付調書を添付しておりますので各自御確認いただきたいと思います。簡単ですが以上で説明を終わりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長：説明が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出していただきたいと思います。（ありません、の声あり）ないということでありますので、ここで本案について採決をいたしたいと思っております。本案に賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは引き続いて4番の報告及び連絡事項ということで、事務局の方からよろしく願いいたします。1番につきまして、カラス、イノシシ駆除に関する陳情についてということで回答がありましたので、事務局の方から。

事 務 局：お手元に両面刷りで陳情についての回答をお配りしております。昨年の11月11日に陳情し、12月12日付けで文書により回答がきました。回答の内容を要約して申し上げますと、カラスについては、現在効果的な捕獲方法を模索している状況で、報償金交付の対象とすることは現時点では考えていませんと、今後県下の他市町村の動向を見ながら捕獲方法も含めて検討していきたいという農林課の答えであります。続きましてイノシシについてであります。裏面になります。イノシシについては、県下の他市町村の多くも猟期中、猟ができる期間中についても単独予算で報償金交付の対象としている状況があるということから、佐伯市においても平成29年度、来年度の猟期期間中の報償金交付の対象の予算要求を現在行っているという状況という回答がきております。

議 長：説明のほうが終わりました。カラス、それにイノシシの駆除についての陳情の回答ということなんですが、この内容を見まして何か質問がありますか。このイノシシの駆除の報償金については、予算要求をしたということなんですが、今査定中ですね。

事 務 局：予算要求中でありますので、3月の議会で承認されないとOKということにはならないかと思っております。その前段で市長査定もあろうかと思っております。

議 長：このカラスの駆除については、私も会長会の中でもみかんを作られておる委員会がありますので、ちょっとお聞きしましたが、どこも非常に苦慮されておるというようなお話を聞きました。カラスは比較的1回脅せばなかなかすぐには来ないといったことで、この前ちょっと見たんですが佐賀の方に鷹による追い払いというんですか、やっておるところがあるんで、カラスの場合はそれで、むしろヒヨドリですかね、ヒヨドリがなかなか困っておるということで話を

聞いておるんですね。カラスよりもむしろヒヨドリの場合は臆病でないもんで追い払ってもまた来るといことなんです。何かそういう話をされておりましたので、清水委員何かありますか。割合カラスは臆病ですぐ逃げるといことと、そういった方法でやっておるのをテレビで見たんですが。そういうことと一応回答があったといことと、検討をまたお願いしたいと思ひます。何か他にありますか。そういうこととお知らせをしときたいと思ひます。次の2番にいきたいと思ひます。新農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦募集のスケジュール等について。

事務局：お手元にA4の横ペーパー1枚の紙をお配りしております。農業委員及び農地利用最適化推進委員の任命、委嘱までのスケジュールといこととでございますが、まず上段の農業委員の公募、任命関係のスケジュールについてまず御説明いたします。今年のお月々の2月15日から3月15日までの一月間において推薦及び応募の受け付けをしたいと考えております。その後、4月の下旬に選考委員会を開催いたしまして、意見を添えて市長に報告いたします。市長がよければ候補者を6月下旬の新農業委員の議会の同意を得るといことと、ここで議会に諮ることになります。その後、議会の同意を得ましたら新しい農業委員さんといこととで総会の出席の発送の文書を発送したいといこととで7月20日、任期の初日に新しい農業委員会、市長の任命式も含め、会長を決める総会を行いたいとい日程になっております。続きまして、中段の農地利用最適化推進委員の公募、委嘱関係であります、推進委員につきましては、公募の期間を4月12日から5月19日までの約一か月間公募したいといこととであります。その後、6月の初旬あたりに選考委員会を開きまして、内定者といこととで6月下旬に新農業委員と同じ日に推進委員にも内定の通知といこととで7月20日にお集まりいただく通知文を発送する予定であります。7月20日に新しい農業委員会が総会で諮ってその場で委嘱するとい段取りになってますので、ちょっと7月20日はばたつくのかなといふうに思っております。農業委員の公募が2月お月々からですが、2月の総会で農業委員と推進委員の応募要項と応募用紙等を皆さんにお示ししたいといふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長：何か質問がございましたら。はい、どうぞ。

28番委員：各団体といのは、どうい団体のことというんですか。

事務局：例えば認定農業者の団体とか、女性の集まりの会だとか、農協の部会とか農協にもいろいろな団体があるそうなので、そういうところにも推薦をしていただきたい、こい農業委員会法が改正されたといことと、説明がてらに2月15日から公募するので、もしよかったら推薦していただきたいとい説明をしていくといことと、こい農業に関係あるよい団体と、ちなみに1月の区長会でも一応説明はする予定にはしてあります。

議長：はい、どうぞ。

27番委員：ちなみにじゃねえで、区長会長の推薦を受けないけんこの前説明しよった。

事務局：区長会が、何々区が推薦する場合は、区長会長の。

27 番委員：ちょっと待つて。俺は出る予定ないけえいいけど、それは事務局判断違うんじゃないの。17人の定員に対して、その9名が認定農業者、あと8名のうち1人は農業も何も知らんでいい、弁護士か司法書士と、あと残ったのは7人で、それをこの佐伯市、全部で8か町村佐伯市を除いて、9市町村あったんじゃ。そこで上城区なら上城区の区長1人の推薦を貰ったってそげんものは資料になりめえし、その小学校校区とか、ひとつのあれをせんと、同じ上堅田で11も12も区があるんですが、そこから何人もの区長からの推薦があった時にはどげん始末をするんか。

事務局：それもOKです。ですから今回は公職選挙法から公募になったということですので、同じ区から、例えば上城区から10人私も応募したいと、区が推薦したいという場合は拒めないということですので、法の趣旨はそういうことです。

27 番委員：公平というか選挙のあれじゃろうけんあ。事務局は農業委員会が事務局になるんか。受付は。

事務局：そうであります。

27 番委員：前は選挙管理委員会だったけど。

事務局：ええ。選挙管理委員会は全くタッチいたしません。

27 番委員：この人は男前じゃあけえ通らしょう、この人はあれじゃあけえアウトにするとかいう選考をすんのか。

事務局：選考委員会が意見をそこでつけるということで、そこで決定ではありません。選考委員会で、市長にこの方はこういう要件を持つとるという意見を。

27 番委員：おもしれえ制度になったなあ、そりゃあ。選考委員は誰になるんか知らんけど。

事務局：農業委員は今のところ、副市長と農林水産部長、農林課長、農業委員会事務局長、それと県の南部振興局の中から1名というふうな5名を予定しております。

27 番委員：それを、そげん氏が、ここにおる氏も、誰も知つとりやしめえ。副市長も何とかは知つとるけど職員じゃった。

事務局：もちろん、人も知らんと選びにくいという面はあるんですけど、応募用紙を今日お示しできれば良かったんですけど。

27 番委員：今日はいいぞ、今日は黙っとく。どうせ、俺出る予定ねえんじゃけえ。

事務局：今回の法改正の趣旨は、誰からもできるという趣旨をくみなさいということの改正ですので、そういうことにならざるを得ないということです。

議長：他は、何かありますか。なければ、一応先程のスケジュールに沿って進めていくということで

御了解いただきたいと思います。それでは続きまして、農業委員会研修大会についてをお願いします。

事務局：今日までの期限で皆さんに私が直接お伺いしました、1月23日に開催されます、大分県農業委員会研修大会についての御案内の文書を去年差し上げて、今日もまた同じ文書を差し上げております。こういった日程で別府の方に向かうようになりますので、今日、出席されるといわれた方につきましては、よろしくお願いたしたいと思います。また近づきましたら出席されるといった委員さんにはお手紙を出したいと考えておりますので、よろしくお願います。会長、引き続き4番もいってよろしいですか。

議長：はい。続けてお願いします。

事務局：同日、その日に、午後4時から、A4の1ペーパーでお配りしておりますけど、地域農業の再生と県産農畜産物の消費拡大への街頭啓発活動ということで、4時からトキハのわさだタウンで、佐伯市の農業委員会が啓発活動を行うようになっています。出席するのが、会長と副会長と女性委員の岡田委員さんと黒岩委員さん。それと事務局の職員ということになっておりますので、帰りの車がこれに参加する方につきましては、マイクロバスからハイエースの方へ乗り換えるということになりますので、また当日お知らせしたいと思っております。

27番委員：(3)のビーコンに行く件で、行かれる方だけでもいいんですが、それと引率というか事務局の方、その人の携帯番号を印刷しとってくれんかな。前回はそういうふうにしてもらったんよ。前回は全員だった。これが日ごろの役に立ちます。誰だれ委員に電話するのが。そうせんと、家から出る時に自動車をぶついたり、パンクしたりして間に合わん時には、行かれないとか、どういふことやと連絡をせなあいけん。

事務局：事務局以外の農業委員さんも。参加者の携帯ですね。

27番委員：そうやあ参加者のでいい。本当は全員が一番いいけど、あと7カ月もねえけえ。

事務局：悪いと言われる委員さんはいないと思いますので、そういたします。

27番委員：前回はそうしてもらって、役に立つとるのでお願いします。

議長：よろしいですか。他に何かありますか。いいですか。ちなみに農産物の無料配布というんか啓発活動は、わさだタウンの方で佐伯市割当が、別府駅とわさだタウンがありますが、わさだタウンの方で行います。続いて5番。副会長の方から報告をしてもらいたいと思います。

37番委員：お手元の資料、佐伯市農業委員互助会・積立金収支報告書をご覧ください。（互助会収支・積立金収支について、資料により説明）これを会長と私で監査いたしました。12月26日に行いましたけど、適正に処理されていることを確認いたしました。何か御質問がありましたら。ありませんか。裏側にそれぞれの委員さんの積立金の使途内訳というのがついておりますので御確認していただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議 長：互助会・積立会計の収支の報告がありましたけども、結構金額があります。

(積立金の使い方について協議)

議 長：もう提案はないですか。事務局の方も。あと、その他。

事務局長：ありません。

議 長：ありませんか。皆さん方から何かありますか。よろしいですか。以上でその他の方は終わりたいと思います。

事務局長：それでは終わりにしたいと思います。活動記録簿をまだ出してない方はできるだけ早くお願いいたしたいと思います。次の開催日は2月1日水曜日午後2時から市役所6階第2委員会室で開催いたします。それでは、閉会の挨拶を副会長お願いします。

37番委員：それではこれで第1回佐伯市農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

(15時36分閉会)